

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成30年2月8日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1700207 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1700066 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 9 月 7 日から昭和 60 年 3 月 26 日まで

私は、請求期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 8 月 1 日であり、請求期間において同社は適用事業所でなかったことが確認できる上、現在の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所になった平成元年 8 月 1 日より前に入社した社員には、会社から各自で国民年金に加入するよう指導されていた旨陳述している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の経理担当者は、同社が厚生年金保険に加入するまでは未加入で、その間、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨陳述している。

さらに、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所になった平成元年 8 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、回答のあった複数の者は、同年 8 月より前から同社に勤務していたが、同年 8 月より前の期間について、国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料の控除はされていなかったと回答している。

加えて、オンライン記録により、請求期間当時の事業主は、既に亡くなっていることが確認できる上、A社は、請求期間当時の厚生年金保険料控除に係る資料はないご回答しており、請求者も請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。